

【 アドグリーンコート®認定施工店規約 】

日本中央研究所株式会社
認定施工技術者講習会 事務局

本規約はアドグリーンコート®を適切且つ適正に取り扱い、また施行する為に日本中央研究所(株)より認定された施工店及び施行技術者全てに適用され、当社、代理店、施工店の各チャネルに於いて販売または施工及び認定店または認定技術者の資質に関する秩序とモラル向上を目指す為に制定します。

規約条項

- | | |
|------|--------------------|
| 第1条 | ・・・ 認定施工店 |
| 第2条 | ・・・ 認定店及び認定施工技術者登録 |
| 第3条 | ・・・ 認定施工店資格の喪失 |
| 第4条 | ・・・ 商標等の使用 |
| 第5条 | ・・・ 商標等の除去 |
| 第6条 | ・・・ 責任施工 |
| 第7条 | ・・・ 品質保証 |
| 第8条 | ・・・ 秘密保持 |
| 第9条 | ・・・ 合意管轄 |
| 第10条 | ・・・ 届出・通知 |
| 第11条 | ・・・ 代理店の変更 |
| 第12条 | ・・・ 資格の有効期限 |
| 第13条 | ・・・ 証書の紛失及び再発行 |
| 第14条 | ・・・ 事務手数料 |
| 第15条 | ・・・ 規約の変更 |

アドグリーンコート®認定施工店規約

規約制定日 平成26年2月3日

第1回規約改定日 平成26年2月3日

第1条（認定施工店）

認定施工店とは日本中央研究所（以下「当社」という）が開発及び発売する「アドグリーンコート®」（以下本材という）を始め、下地材及びその他製品について、塗装現場で適切に且つ確実に施工される為の施工知識・製品知識を有する施工店で、認定施工技術者が1名以上在籍し、次条に基づき当社が登録した施工店をいう。具体的には、施主様の満足度向上の為に以下の対応が出来る事とする。

- 1、遮熱塗料を検討しているお客様に対して、技術的な問題の無い限り本材を最優先で提案出来る。
- 2、遮熱塗料を検討しているお客様に対して、本材の特徴または特性や他製品との差別化について適切に説明出来る。
- 3、塗料及び塗装工事について、また下地改修やシーリング剤等の付帯工事についても見識があり、適切な提案が出来る。
- 4、本材及び下地材、その他製品が扱える技能を有すると共に、適切な下地診断等を実施出来る。
- 5、本材の施工にあたっては、認定施工店またはその協力施工店が本材の施工知識を正しく理解し、品質最優先で施工及び施工管理が出来る。
- 6、工事に対してお客様から信頼を得る為に、安全管理、法令順守、工程打合せ、マナー向上に取り組んでいる。

第2条（認定店及び認定施工技術者登録）

当社の認定施工店として登録を希望する会社は、在籍従業員1名以上が当社の実施する認定施工技術者講習会を受講するものとし、講習受講時に、代理店・販売店（以下「代理店」という）を通じて当社に対し登録申込書を提出する事とする。

- 2、当社は申込み施工技術者が講習を受講したのち「認定施工技術者証明書」を発行し、認定技術者を有し、且つ認定施工店としての資格要件を満たしていると判断・承認した場合、当該申込み施工店に対し、「認定施工店証書」を発行する。尚、主な資格要件は以下のものとする。
 - (1) 工事に必要な建設業の許可を取得している。
 - (2) 法令・法規により必要な資格を取得した正社員が所属している。
 - (3) 講習受講後10日以内に製品買い付けについての代理店登録が完了されている。
 - (4) お客様及びお取引先様より信頼を得て、健全な事業活動を継続的に実施している。
 - (5) 本材を施工するに当り、第1条の要件を満たしている事、特に認定施工技術者が在籍し、直接工事の管理にあたるか、工事責任者の指導、品質管理・チェックにあたる事が出来る。
 - (6) お客様へ契約内容の正しい説明を行いお客様からのクレームについても責任ある対応が出来る。
 - (7) 特定商取引に関する法律等で規制される次の取引形態のいずれにも該当しない。
①訪問販売 ②電話勧誘販売 ③通信販売 ④連鎖販売取引 ⑤業務提携誘引販売取引

第3条（認定施工店資格の喪失）

認定施工店が次の各号の一つに該当する場合、当社は代理店と協議の上、認定施工店としての資格を喪失させ、登録を抹消するものとする。尚、登録が抹消された場合でも第2条の手続きに従い、当社の承認を得た場合、再登録出来るものとする。

- (1) 第2条に定める資格要件を欠くと判断される場合。
 - (2) 年間300m²以上の施工実績が無く、且つ今後もその見込みが立たない場合。
 - (3) 当社及び代理店又は他の施工会社に損害を与える、または与える恐れのある行為をした場合。
 - (4) 認定施工店の経営状況が悪化し、事業経営の継続が困難であると認められるとき。
 - (5) 認定施工店が本規約に違反したとき。
 - (6) 法令に違反したとき、またはその恐れがあるとき。
 - (7) お客様及びお取引先様に対し多大な損害を与えたとき、或いは与える恐れがあると当社又は代理店が判断したとき。
 - (8) お客様及びお取引先様に対し誤解を与えるような営業等によりクレームが生じ、当該クレームに対する当社又は代理店からの通知後、相当期間を経過してもこれを是正しないとき。
- 2、認定施工店が次の各号の一つに該当する場合、又は該当すると当社が認めた場合には、認定施工店としての資格を喪失させ登録を抹消する。
- (1) 認定施工店及び認定施工技術者、並びに作業員、協力業者として取引がある業者・作業員が暴力団暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力である場合、またはそれに準ずる場合。
 - (2) 認定施工店の主要な出資者、代表者、役員、経営幹部もしくは実質的に経営権を有するもの（以下「施工店の役員等」という）が反社会的勢力である場合、またはそれに準ずる場合。
 - (3) 認定施工店の役員等が反社会的勢力への資金提供を行った場合、又は反社会的勢力と密接な関係がある場合。
 - (4) その他認定施工店が自らまたは第三者を利用して、当社または代理店の業務を妨害した場合、または妨害する恐れのある場合。

第4条（商標等の使用）

認定施工店は当社が自社ホームページやパンフレット、カタログなどで使用している商標登録済の商標を使用する事が出来る。

2、前項の登録商標を使用しようとする認定施工店は、見本を添えて「商標登録使用許諾申込書」を当社に提出し、その使用方法・形態等について当社の事前承認を得るものとする。

第5条（商標等の除去）

前条により本登録商標を使用する認定施工店は、次の各号の一に該当したときは、本登録商標を使用する権限を失うものとし、速やかに本登録商標を使用した名刺、チラシ等を廃棄し、あるいは削除しなければならないものとする。

- (1) 認定施工店資格を喪失したとき。
- (2) 本登録商標を当社の承認を得ずに第三者に使用させたとき。
- (3) 前条に違反したとき。

第6条（責任施工）

認定施工店は、本材及び下地材、その他製品の施工を実施するものとするが、その施工に起因する不具合等はその責任と負担において、確實に回復させることとする。

2、当社は、認定施工店の本材及び下地材、その他製品の施工品質が悪化した場合、認定施工店に対し本材及び下地材、その他製品の取り扱い中止を求めることが出来る。

3、塗装仕様の採用に当たり、認定施工店はその責任において最終判断することとし、塗装仕様に起因する不具合等の回復は認定施工店の負担とする。

第7条（品質保証）

本材の施工に関する品質保証は、原則として本材の施工を行う認定施工店と、当該施工を行う認定施工店に本材を納品する代理店及び本材の製造者である当社の三者が共同して保証するものとする。

2、前項の定めにかかわらず、不具合の原因が本材の瑕疵によるものである事が明らかな場合は当社が、施工上の瑕疵によるものである事が明らかな場合は施工店が、本材を納入した代理店の保管・運送の瑕疵によるものである事が明らかな場合は代理店が、それぞれが協議の上その責任と負担において処理・解決するものとする。

3、特に認定施工店が保証書の発行を要望する場合においては「連名保証申請書」に必要事項記入の上、当社へ申請する。当社において塗装対象物の状況などを考慮の上、保証の可否及び保証年数などを決定の上、通知する。

第8条（秘密保持）

認定施工店及び認定施工技術者は本規約に関連して知り得た当社及び代理店の技術上あるいは営業上の秘密を保持し、事前の承諾を得る事無く第三者に開示し、または漏洩してはならないものとする。

第9条（合意管轄）

本規約に基づく紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする事を合意する。

第10条（届出・通知）

認定施工店は当社に届け出た住所・会社名・代表者名等及び認定施工技術者に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。

第11条（代理店の変更）

認定施工店は登録をした代理店との取引継続を何らかの事由により変更する場合、すみやかに当社に通知するものとし、改めて第2条の登録手続きを行い、事務手数料を支払うものとする。

第12条（資格の有効期限）

認定資格は認定月より5年とする。資格更新については更新申請書を当社へ提出の上、認定講習を再受講するものとし、事務手数料を支払うものとする。

第13条（証書の紛失及び再発行）

認定店証書及び認定技術者証明書を紛失した場合は速やかに当社へ報告し再発行するものとする。

尚、再発行については前項で定めた事務手数料を支払うものとする。

第14条（事務手数料）

認定施工店は本規約の各項で求められた事務手数料を支払るものとする。尚各手数料は別途手数料金規定に則る。

第15条（規約の変更）

当社は認定施工店に1ヶ月前に通知することにより本規約・規定を変更出来るものとする。

以上

東京都港区芝浦3-7-12 シグマビル1階

日本中央研究所株式会社

認定施工技術者講習会 運営事務局